

平成18年6月  
勝浦市議会定例会会議録（第5号）

平成18年6月16日

○出席議員 21人

1番 土屋 元 君	2番 佐藤 啓史 君	3番 平岡 誠一郎 君
4番 渡辺 伊三郎 君	5番 松崎 栄二 君	6番 刈込 欣一 君
7番 末吉 定夫 君	8番 黒川 民雄 君	9番 渡辺 玄正 君
10番 寺尾 重雄 君	11番 高橋 秀男 君	12番 板橋 甫 君
13番 丸 昭 君	14番 八代 一雄 君	15番 児安 利之 君
16番 渡辺 利夫 君	17番 佐藤 浩寿 君	18番 滝口 敏夫 君
19番 伊丹 富夫 君	20番 水野 正美 君	21番 岩瀬 義信 君

○欠席議員 1人

22番 深井 義典 君

○地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

市長 藤平 輝夫 君	助 役 杉本 栄 君
収入役 江沢 始一 君	教 育 長 松本 昭男 君
総務課長 西川 幸男 君	企 画 課 長 藤江 信義 君
財政課長 関 重夫 君	課 税 課 長 乾 康信 君
収納課長 鈴木 克巳 君	市 民 課 長 滝本 幸三 君
介護健康課長 関 修 君	環 境 防 災 課 長 田原 彰 君
清掃センター所長 酒井 正広 君	都 市 建 設 課 長 三上 鉄夫 君
農林水産課長 岩瀬 章 君	観 光 商 工 課 長 守沢 孝彦 君
福祉事務所長 小柴 章夫 君	水 道 課 長 藤平 光雄 君
会計課長 岩瀬 武 君	教 育 課 主 幹 渡辺 宗七 君
社会教育課長 佐藤 光男 君	学 校 給 食 共 同 中 村 一夫 君
	調 理 場 所 長
農業委員会 酒井 明 君	勝浦診療所事務長 黒川 義治 君
事務局 長	

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長 川又 昌昶 君	議 事 係 長 目羅 洋美 君
---------------	-----------------

---

議 事 日 程

議事日程第5号

第1 議案・請願・陳情上程・委員長報告・質疑・討論・採決

(総務常任委員長)

議案第36号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第38号 勝浦市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定について

議案第39号 勝浦市国民保護協議会条例の制定について

議案第40号 夷隅郡市広域市町村圏事務組合理約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

議案第42号 平成18年度勝浦市一般会計補正予算

請願第1号 「地域手当の県内格差支給の是正に関する意見書」提出を求める請願

(教育民生常任委員長)

議案第37号 勝浦市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第43号 平成18年度勝浦市老人保健特別会計補正予算

議案第44号 平成18年度勝浦市介護保険特別会計補正予算

請願第2号 「国における平成19年度教育予算拡充に関する意見書」提出を求める請願

請願第3号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」提出を求める請願

(建設経済常任委員長)

議案第41号 市道路線の認定及び廃止について

議案第45号 平成18年度勝浦市水道事業会計補正予算

請願第4号 「米国産牛肉の拙速な輸入再々開は行わず、BSE(牛海綿状脳症)の万全な対策を求める意見書」の提出を求める請願

陳情第4号 一般林政の具体的施策の実施及び地球温暖化防止森林吸収源対策の着実な推進を求める意見書の提出に関する陳情

第2 発議案上程・説明・質疑・討論・採決

発議案第4号 教育予算拡充に関する意見書について

発議案第5号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書について

発議案第6号 米国産牛肉の拙速な輸入再々開は行わず、BSE(牛海綿状脳症)の万全な対策を求める意見書について

発議案第7号 一般林政の具体的施策の実施及び地球温暖化防止森林吸収源対策の着実な推進を求める意見書について

第3 報告

報告第1号 繰越明許費繰越計算書について

---

開 議

平成18年6月16日(金) 午後1時00分開議

○議長(水野正美君) ただいま出席議員は21人で定足数に達しておりますので、議会はここに成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、あらかじめお手元へ配布したとおりでありますので、それによってご承知を願います。

---

議案・請願・陳情上程・委員長報告・質疑・討論・採決

○議長（水野正美君）日程第1、議案・請願・陳情を上程いたします。

議案第36号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第38号 勝浦市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定について、議案第39号 勝浦市国民保護協議会条例の制定について、議案第40号 夷隅郡市広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、議案第42号 平成18年度勝浦市一般会計補正予算、請願第1号 「地域手当の県内格差支給の是正に関する意見書」提出を求める請願、以上6件を一括議題といたします。本件に関し、委員長の報告を求めます。滝口総務常任委員長。

〔総務常任委員長 滝口敏夫君登壇〕

○総務常任委員長（滝口敏夫君）議長よりご指名がありましたので、今期定例会において総務常任委員会に付託されました議案及び請願の審査経過と結果について、その概要をご報告いたします。

当総務常任委員会は、付託されました事件を審査するため、去る6月12日、委員会を開催し、執行部より市長、助役、収入役、教育長及び関係課長の出席を求め、その審査を終了いたしました。

その結果、議案第36号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第38号 勝浦市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定について、議案第39号 勝浦市国民保護協議会条例の制定について、議案第40号 夷隅郡市広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、議案第42号 平成18年度勝浦市一般会計補正予算、以上5件につきまして慎重審議の結果、お手元へ配布の委員会審査報告書のとおり、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、請願第1号 「地域手当の県内格差支給の是正に関する意見書」提出を求める請願につきましては、なお慎重審議を期する必要があると、会期中に結論を出しかねるので、議長に対しまして継続審査の申し出をした次第であります。

以上をもちまして、総務常任委員長の報告を終わります。

○議長（水野正美君）これより委員長の報告に対する質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正美君）これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正美君）これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第36号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（水野正美君）挙手多数であります。よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（水野正美君）次に、議案第38号 勝浦市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定について、議案第39号 勝浦市国民保護協議会条例の制定について、以上2件を一括して採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（水野正美君）挙手多数であります。よって、議案第38号及び議案第39号、以上2件は原案のとおり可決されました。

---

○議長（水野正美君）次に、議案第40号 夷隅郡市広域市町村圏事務組合理約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（水野正美君）挙手全員であります。よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（水野正美君）次に、議案第42号 平成18年度勝浦市一般会計補正予算を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（水野正美君）挙手多数であります。よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（水野正美君）次に、請願第1号 「地域手当の県内格差支給の是正に関する意見書」提出を求める請願につきましては、先ほどの総務常任委員長の報告のとおり、会議規則第103条の規定により、閉会中の継続審査の申し出がありました。本件につきましては、総務常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（水野正美君）ご異議なしと認めます。よって、請願第1号は、閉会中の継続審査に付することに決しました。

---

○議長（水野正美君）次に、議案第37号 勝浦市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第43号 平成18年度勝浦市老人保健特別会計補正予算、議案第44号 平成18年度勝浦市介護保険特別会計補正予算、請願第2号 「国における平成19年度教育予算拡充に関する意見書」提出を求める請願、請願第3号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」提出を求める請願、以上5件を一括議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。刈込教育民生常任委員長。

〔教育民生常任委員長 刈込欣一君登壇〕

○教育民生常任委員長（刈込欣一君）議長よりご指名がありましたので、今期定例会において教育民生常任委員会に付託されました議案及び請願の審査経過と結果について、その概要をご報告いたします。

当教育民生常任委員会は、付託されました事件を審査するため、去る6月13日、委員会を開催し、執行部より市長、助役、収入役、教育長及び関係課長の出席を求め、その審査を終了いたしました。

その結果、議案第37号 勝浦市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第43号 平成18年度勝浦市老人保健特別会計補正予算、議案第44号 平成18年度勝浦市介護保険特別会計補正予算、以上3件につきましては、慎重審議の結果、お手元へ配布の委員会審査報告書のとおり、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、請願第2号 「国における平成19年度教育予算拡充に関する意見書」提出を求める請願、請願第3号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」提出を求める請願、以上2件につきましては、願意妥当と認め、全員異議なく、採択すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、教育民生常任委員長の報告を終わります。

○議長（水野正美君）これより委員長の報告に対する質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正美君）これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正美君）これをもって討論を終結いたします。

これより議案第37号 勝浦市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（水野正美君）挙手全員であります。よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（水野正美君）次に、議案第43号 平成18年度勝浦市老人保健特別会計補正予算を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（水野正美君）挙手全員であります。よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（水野正美君）次に、議案第44号 平成18年度勝浦市介護保険特別会計補正予算を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（水野正美君）挙手全員であります。よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（水野正美君）次に、請願第2号 「国における平成19年度教育予算拡充に関する意見書」提出を求める請願を採決いたします。本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（水野正美君）挙手全員であります。よって、請願第2号は採択と決しました。

---

○議長（水野正美君）次に、請願第3号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」提出を求める請願を採決いたします。本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（水野正美君）挙手全員であります。よって、請願第3号は採択と決しました。

---

○議長（水野正美君）次に、議案第41号 市道路線の認定及び廃止について、議案第45号 平成18年度勝浦市水道事業会計補正予算、請願第4号 「米国産牛肉の拙速な輸入再々開は行わず、BSE（牛海綿状脳症）の万全な対策を求める意見書」の提出を求める請願、陳情第4号 一般林政の具体的施策の実施及び地球温暖化防止森林吸収源対策の着実な推進を求める意見書の提出に

関する陳情、以上4件を一括議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。松崎設経済常任委員長。

〔建設経済常任委員長 松崎栄二君登壇〕

○建設経済常任委員長（松崎栄二君）議長よりご指名がありましたので、今期定例会において建設経済常任委員会に付託されました議案の審査経過と結果について、その概要をご報告いたします。

当建設経済常任委員会は、付託されました事件を審査するため、去る6月14日、委員会を開催し、執行部より市長、助役、収入役、教育長及び関係課長の出席を求め、その審査を終了いたしました。

その結果、議案第41号 市道路線の認定及び廃止について、議案第45号 平成18年度勝浦市水道事業会計補正予算、以上2件につきまして慎重審議の結果、お手元へ配布の委員会審査報告書のとおり、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、議案第41号 市道路線の認定及び廃止についてに係る審査に際しまして、当該市道の現地視察を行ったことを申し添えます。

次に、請願第4号 「米国産牛肉の拙速な輸入再々開は行わず、BSE（牛海綿状脳症）の万全な対策を求める意見書」の提出を求める請願、陳情第4号 一般林政の具体的施策の実施及び地球温暖化防止森林吸収源対策の着実な推進を求める意見書の提出に関する陳情につきましては、願意妥当と認め、全員異議なく、採択すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、建設経済常任委員長の報告を終わります。

○議長（水野正美君）これより委員長の報告に対する質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正美君）これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正美君）これをもって討論を終結いたします。

これより議案第41号 市道路線の認定及び廃止についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（水野正美君）挙手全員であります。よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（水野正美君）次に、議案第45号 平成18年度勝浦市水道事業会計補正予算を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（水野正美君）挙手全員であります。よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（水野正美君）次に、請願第4号 「米国産牛肉の拙速な輸入再々開は行わず、BSE（牛海綿状脳症）の万全な対策を求める意見書」の提出を求める請願を採決いたします。本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（水野正美君）挙手全員であります。よって、請願第4号は採択と決しました。

---

○議長（水野正美君）次に、陳情第4号 一般林政の具体的施策の実施及び地球温暖化防止森林吸収源対策の着実な推進を求める意見書の提出に関する陳情を採決いたします。本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（水野正美君）挙手全員であります。よって、陳情第4号は採択と決しました。

---

#### 発議案上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（水野正美君）日程第2、発議案を上程いたします。

発議案第4号 教育予算拡充に関する意見書について、発議案第5号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書について、以上2件を一括議題といたします。

職員に発議案を朗読させます。目羅係長。

〔職員朗読〕

○議長（水野正美君）発議者から提案理由の説明を求めます。刈込欣一議員。

〔6番 刈込欣一君登壇〕

○6番（刈込欣一君）議長よりご指名をいただきましたので、ただいま議題となりました発議案第4号 教育予算拡充に関する意見書について、発議案第5号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書について、提案理由の説明を申し上げます。

初めに、発議案第4号 教育予算拡充に関する意見書について申し上げます。

教育は、教育基本法の本質にのっとり、日本の未来を担う子供たちを心豊かに育てるという重要な使命を負っています。しかし、現在、日本の教育は、いじめ、不登校を初め、いわゆる学級崩壊、さらには少年による凶悪犯罪、経済の二極化による失業者の増加により、授業料の滞納等、さまざまな深刻な問題を抱えております。

一方、国際化、高度情報化などの社会変化に対応した学校教育の推進や教育環境の整備促進、

総合的な学習の時間実施や選択履修の拡大に伴う経費等の確保も急務であります。

千葉県及び県内各市町村においても、ゆとりの中で子供たち一人一人の個性を尊重しながら、生きる力と豊かな人間性の育成を目指していくことが必要であります。そのためのさまざまな教育施策の展開には、財政状況の厳しい現状を見れば、国からの財政的な支援等の協力が不可欠であります。

しかし、平成18年度の文部科学省所管の一般会計予算は前年度比10.5%マイナスとなっております。県、市町村への地方交付税交付金も削減されています。豊かな教育を実現させるためには、子供たちの教育環境の整備を一層進めることが必要であります。よって、国においては、教育が未来の先行投資であり、日本の未来を担う子供たちに十分な教育を保障することが国民の共通した使命であることを再認識され、国財政が非常に厳しい状況の中ではありますが、次の項目を中心に必要な教育予算を確保することを強く要望します。

- 1、子供たちにきめ細かな指導をするための公立義務教育諸学校教職員定数改善計画を早期に策定すること。
- 2、少人数学級を実現するための義務教育諸学校における学級編制基準数を改善すること。
- 3、保護者の教育費負担を軽減するために義務教育教科書無償制度を堅持することや就学援助に係る予算を拡充すること。
- 4、子供たちが地域で活動できる総合型地域クラブの育成等、環境条件を整備すること。
- 5、危険校舎、老朽校舎の改築やエアコン、洋式トイレ設置等の公立学校施設整備費を充実すること。
- 6、子供の安全と豊かな学習を保障するために、基準財政需要額を改善し、地方交付税交付金を増額すること。

次に、発議案第5号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書について申し上げます。

義務教育費国庫負担制度は、憲法上の要請として、教育の機会均等とその水準の維持向上を目指して、子供たちの経済的、地理的な条件や居住地のいかんにかかわらず、無償で義務教育を受ける機会を保障し、かつ一定の規模や内容の教育を確保するという国の責務を果たすものであります。

国においては、三位一体改革の論議の中で、平成17年11月には義務教育費国庫負担制度見直しが行われました。その内容は、義務教育費国庫負担制度は堅持するが、費用負担の割合については2分の1から3分の1に縮減するというものであります。政府は、教育の質的論議を抜きに、国の財政状況を理由として、これまで義務教育費国庫負担制度から対象項目を外し、一般財源化してきました。今後、3分の1とした国庫負担金の割合が恒久措置ではなく、制度全廃も含めた検討がなされる可能性もあります。

義務教育における国と地方の役割等について、十分議論がされないまま、地方分権推進の名のもとにこのような見直しが今後さらに行われると、厳しい地方財政をますます圧迫するばかりではなく、義務教育の円滑な推進に大きな影響を及ぼすことが憂慮されます。また、義務教育費国庫負担制度が廃止された場合、義務教育の水準格差が生まれることは必至であります。

よって、国においては、21世紀の子供たちの教育に責任を持つとともに、教育水準の維持向上と地方財政の安定を図るため、義務教育費国庫負担制度を堅持するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出しようとするものであります。何とぞ発議

者の意をご賢察の上、よろしくご審議をいただき、可決あらんことをお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（水野正美君）これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正美君）これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております発議案第4号及び発議案第5号、以上2件につきましては、会議規則第37条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正美君）ご異議なしと認めます。よって、発議案第4号及び発議案第5号、以上2件につきましては、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正美君）それでは討論を終結いたします。

これより発議案第4号 教育予算拡充に関する意見書についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（水野正美君）挙手全員であります。よって、発議案第4号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（水野正美君）次に、発議案第5号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（水野正美君）挙手全員であります。よって、発議案第5号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（水野正美君）次に、発議案第6号 米国産牛肉の拙速な輸入再々開は行わず、BSE（牛海綿状脳症）の万全な対策を求める意見書について、発議案第7号 一般林政の具体的施策の実施及び地球温暖化防止森林吸収源対策の着実な推進を求める意見書について、以上2件を一括議題といたします。

職員に発議案を朗読させます。目羅係長。

〔職員朗読〕

○議長（水野正美君）発議者から提案理由の説明を求めます。松崎栄二議員。

〔5番 松崎栄二君登壇〕

○5番（松崎栄二君）議長よりご指名をいただきましたので、ただいま議題となりました発議案第

6号 米国産牛肉の拙速な輸入再々開は行わず、BSE（牛海綿状脳症）の万全な対策を求める意見書について、発議案第7号 一般林政の具体的施策の実施及び地球温暖化防止森林吸収源対策の着実な推進を求める意見書について、以上2件について、提案理由の説明を申し上げます。

初めに、発議案第6号 米国産牛肉の拙速な輸入再々開は行わず、BSE（牛海綿状脳症）の万全な対策を求める意見書について申し上げます。

日本政府は、平成17年12月12日に、アメリカ・カナダ産牛肉の輸入再開を決定し、輸入が再開されました。しかし、本年1月20日にアメリカから輸入された牛肉にSRM（特定危険部位）の脊柱が混入していたことが発見されたことから、再び輸入が停止しました。

米国産牛肉は、①屠畜される牛で、BSE（牛海綿状脳症）検査を行っているのは極めて少ないこと。②生産・流通履歴をたどるトレーサビリティ制度が整っていないため、月齢の判定が正確にできず、目視による骨化や肉質の状況での月齢判定では誤差を生じさせること。③特定危険部位の除去では、日本はすべての月齢の牛の脳などの危険部位を除去し、焼却処分を行っているのに対し、米国は30カ月齢以上の牛に限られていること。④肉骨粉の飼料への使用など飼料規制が不明確であることなど、日本に比べBSE（牛海綿状脳症）対策は極めて不十分なままとなっております。

よって、国においては国民の食の安全を守り、BSE（牛海綿状脳症）に対する万全な対策を図るため、次の措置を講じられるよう強く要望します。

1、米国産の牛肉等に対するBSE対策について、アメリカにおける改善措置が明確にならない段階での拙速な輸入再々開は行わないこと。

2、アメリカ・カナダ産の牛肉等の再評価を行うこと。その際には、日本で実施されているBSE（牛海綿状脳症）対策である全頭検査、トレーサビリティ、全頭からのSRM（特定危険部位）の除去、肉骨粉の禁止を基準に評価すること。

3、消費者の選択権を確保し、食の安全を実現するため、牛肉を使用した外食、中食、加工品等、すべてに原料原産地表示を義務化すること。

次に、発議案第7号 一般林政の具体的施策の実施及び地球温暖化防止森林吸収源対策の着実な推進を求める意見書について申し上げます。

近年の温室効果ガスの増加による地球温暖化問題は、人類の生存基盤を揺るがす重大な環境問題となっており、京都議定書目標達成計画において、森林には二酸化炭素吸収源として重要な役割（我が国の削減約束6%のうち森林の吸収量は3.9%。ただし、現状の森林整備水準では吸収量2.6%程度）が課せられ、今後、これを確実なものにするため、森林・林業基本計画に基づく計画的な森林の整備が強く求められています。

一方、我が国の森林・林業・木材産業については、国産材の需要、価格の低迷、林業労働力の減少等により、林業生産活動が停滞し、間伐を初めとする森林の整備、管理が十分に行われなくなっており、このままでは二酸化炭素吸収源としての役割はもとより、近年の山地災害が多発する中で、安全で安心できる国民の暮らしを守る森林の役割についても果たすことができなくなることが強く危ぶまれています。

さらに、違法伐採は、今や地球環境を保全する上で大きな問題となっております。その増加により、森林の減少、劣化による環境破壊や地球温暖化を加速させ、さらには違法伐採木材が国際市場に流通することによって、地球的規模での持続可能な森林経営を阻害する要因となっております。

我が国の森林・林業・木材産業へ与える影響も深刻なものとなっています。

以上のように、我が国森林・林業・木材産業を取り巻く環境は厳しいものとなっています。よって、国においては、次の措置を早急に講じられるよう強く要望します。

1、森林・林業基本計画に基づく森林の整備、保全及び緑の雇用事業による担い手の確保、育成対策の推進を図ること。

2、違法に伐採された木材は使用しないという考え方に基づく、違法伐採対策の確立。特に、外材についての対策を確立すること。また、国内の違法伐採対策を実施するに当たっては、地域材の利用が推進されるよう十分配慮するとともに、低コストで安定的、効率的な木材供給体制のシステムを確立すること。

3、地球温暖化防止森林吸収源対策を確実に推進するため、環境税の創設による安定的な財源を確保し、森林整備の推進を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出しようとするものであります。何とぞ発議者の意をご賢察の上、よろしくご審議いただき、可決あらんことをお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（水野正美君）これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正美君）これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております発議案第6号及び発議案第7号、以上2件につきましては、会議規則第37条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正美君）ご異議なしと認めます。よって、発議案第6号及び発議案第7号、以上2件につきましては、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正美君）それでは討論を終結いたします。

これより発議案第6号 米国産牛肉の拙速な輸入再々開は行わず、BSE（牛海綿状脳症）の万全な対策を求める意見書についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（水野正美君）挙手全員であります。よって、発議案第6号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（水野正美君）次に、発議案第7号 一般林政の具体的施策の実施及び地球温暖化防止森林吸収源対策の着実な推進を求める意見書についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（水野正美君）挙手全員であります。よって、発議案第7号は原案のとおり可決されました。

---

報 告

○議長（水野正美君）日程第3、報告であります。

報告第1号 繰越明許費繰越計算書について、市長の報告を求めます。藤平市長。

〔市長 藤平輝夫君登壇〕

○市長（藤平輝夫君）ただいま議題となりました報告第1号 繰越明許費繰越計算書について申し上げます。

本件は、平成17年度勝浦市一般会計予算の繰越明許費で、地方特定道路整備事業に係る経費 2,021万7,500円、漁港施設補助災害復旧事業に係る経費 1,512万円を平成18年度へ繰り越すために調整した繰越明許費繰越計算書であります。

以上で報告を終わります。

○議長（水野正美君）これをもって報告を終わります。

---

閉 会

○議長（水野正美君）以上をもちまして、今期定例会に付議されました事件はすべて議了いたしました。

これをもって平成18年6月勝浦市議会定例会を閉会いたします。

午後1時42分 閉会

---

本日の会議に付した事件

1. 議案第36号～議案第45号の総括審議
1. 請願第1号～請願第4号の総括審議
1. 陳情第4号の総括審議
1. 発議案第4号～発議案第7号の総括審議
1. 報告第1号の報告

上記会議の・末を記載しその相違ないことを証し署名する。

平成 年 月 日

勝浦市議会議長

署名議員

署名議員